


多賀城市児童発達支援センター—安心安全給食特区

都道府県名：	宮城県	
申請主体名：	多賀城市	
区域の範囲：	多賀城市の全域	
特区の概要：	<p>平成27年4月から設置予定の多賀城市児童発達支援センターは、通所定員30名と小規模であるため、当センターで提供する給食を、専門の調理機材を完備し栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や経費の節減を図るとともに、運営効率化によって節減された給食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の充実を図っていく。</p>	
適用される規制の特例措置：	<p>児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業</p>	



食育の様子（家庭菜園）



食育の様子（ジャム作り）